

広島県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字川ヶ一〇二四番一地先から 三次市作木町香淀字川ヶ一〇二三番一地先まで	四・〇〇 二四・五〇	八・八〇	一〇・六〇 二六・〇〇	二六二・〇〇 二七四・〇〇	ダブルウェイ 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複
三次市作木町香淀字川ヶ一〇二四番一地先から 三次市作木町香淀字川ヶ一〇二三番一地先まで	三・七〇 八・七〇	一〇・九〇 一〇九・〇〇	一〇・六〇 二六・〇〇	一〇九・〇〇 一〇九・〇〇	拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一地先ま で		新	旧	四・〇〇〃 一六・二〇〇 二四・五〇〃	二九一・〇〇〇	ダブルウェイ 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考		
一〇・六〇〃 二六・〇〇〃	三・七〇〃 八・七〇〃	一〇九・〇〇〇	二九一・〇〇〇	拡張 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三次市作木町香淀字川ヶ一〇〇〇番一地先ま で		新	旧	四・〇〇〃 一六・二〇〇 二四・五〇〃	二九一・〇〇〇	ダブルウェイ 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考		
一〇・六〇〃 二六・〇〇〃	三・七〇〃 八・七〇〃	一〇九・〇〇〇	二九一・〇〇〇	拡張 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		

